

社会福祉法人いわき福社会 定款第8条及び第21条に基づく

役員・評議員の報酬・費用弁償に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人いわき福社会の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員等の報酬と費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 役員、評議員の報酬額については、定款第8条及び第21条に定めるとおりとし、次のとおりとする。

1. 理事長は基準に基づき支給する。
2. 常勤理事、非常勤理事及び監事は支給しない。
但し、職員兼務理事は別途職員給与は支給される。

役員・評議員報酬表

	報酬月額	役員会における 費用弁償	算出基準等
理事長業務報酬	300千円～1000千円 の範囲	5,000円	前年度業績等により決定
理事報酬	0円	5,000円	
監事報酬	0円	5,000円	
評議員報酬	0円	5,000円	

第3条 報酬等の支給方法は、毎月10日に前月分を銀行振込にて支払う。

附 則

1. この規程は、平成29年 5月 25日より施行する。